

分野	I 賠償	分野内の整理	1. 賠償の基準について
----	------	--------	--------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・集団申し立てを5月29日に実施。7月31日までに14,793名が参加。今後も弁護団と協議しながら進めていく。（→東電側から申立者に不利益な取扱いをしない旨の回答あり。）
- ・財物賠償については、固定資産評価額による評価、平均新築単価による評価、現地調査による評価を選択可能。（→現地調査を実施すると他の評価方式を選択できなくなるという問題も存在。）
- ・津波被災地の財物賠償が示された。（流出家屋を除く所有地などの賠償の実現。家財賠償は帰還困難区域の20%）
- ・他町村との連携に関しては、自治体ごとの状況の違いが顕在化しており、全てを連携していくことは難しい状況。町村会等を通じて、町村間で共通の事項については集約して要望している。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・賠償が「生活再建資金」ではなく「損害に対する賠償」であることは理解しているが、現在の賠償基準では他地域での生活再建は難しいのが現状。また、帰って生活再建をするにも、他地域で生活再建するにも、それぞれに相当の苦労がある。それぞれの努力に報いる賠償となるよう、基準の見直しが必要。
- ・行政が個別の案件に深く関わることは現実的ではないため、賠償基準など全体に関わる部分でしっかりと対応していくことが必要。また、納得のいく賠償基準を求めていくこと以上に、賠償では対応できない部分もでてくるため、賠償以外の生活再建支援策も並行して強化・充実させていく必要がある。
- ・町村ごとの状況の違いなどで、どうしても足並みが揃わない部分があり、統一的な賠償基準を変えていくことが難しくなっている現実もある。
- ・事業者の賠償について、企業は雇用などの面で地域を支えてきた側面があり、現在の、規模を縮小して事業再開せざるを得ない賠償では、復興にも悪影響を及ぼしてしまう。事業者や商工会任せにするのではなく、町としてもしっかりと対応するべきではないか。
- ・本来、賠償の手続きや基準等は被災者を中心に考えるべきものだが、東京電力(株)や原子力被害賠償紛争審査会などが中心に進めており、被災者に寄り添ったものとなっていない。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ①賠償が生活再建のための重要な要素となっていることを考慮して、町として、全体の利益に繋がるよう、引き続き賠償基準の底上げを図っていくこと。また、町村ごとの状況の違いはあるものの、被災地が結束して声をあげられるよう尽力すること。
- ②生活再建を果たすためには、町民それぞれが特別な努力をすることが必要なことを鑑みて、それぞれの努力に報いる賠償となるよう、町としても尽力していくこと。
- ③事業者の賠償については、民事案件に行政がどこまで関与できるかという問題はあるものの、これまで地域を支えてきた企業の社会的な側面を考慮して、町としても商工会などの情報共有を図ること。
- ④一日も早く町民一人ひとりの生活再建が実現するよう、賠償以外の生活再建支援策についても強化・充実を図っていくこと。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①納得のいく賠償基準の実現のために
 - ・国、東京電力への要望活動の継続
 - ・各自治体で共通する部分について、双葉郡として要望できる仕組みづくり
- ②事業者の賠償への支援について
 - ・商工会などとの連携、情報共有の強化
 - ・事業者の賠償への要望を集約し、国、東京電力へ要望